

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

酒田の自然・まちなみ・こころの再生

2 地域再生計画の作成主体の名称

酒田市

3 地域再生計画の区域

酒田市の全域

4 地域再生計画の目標

酒田市は山形県の北西部に位置しており、日本海に面し、山形県の母なる川・最上川が日本海に注ぐ河口に開けた、県内唯一の国際貿易港を有する古い歴史に培われた港町である。人口は平成17年11月1日の市町合併により118,677人（平成17年11月末現在）、面積602.74㎢の県内第3の都市であり、庄内米の産地として日本有数の穀倉地帯である。江戸時代には、江戸や大阪へ運ぶ米の集積地としての役割を担い、日本海海運の要衝として栄えた。その繁栄ぶりは「西の堺、東の酒田」と称されるほどで、井原西鶴の「日本永代蔵」に北の国一番の米問屋と記された「鑑屋」、日本一の大地主と称された「本間家」など、数多くの豪商を生み出した。市内には、当時の繁栄を物語るかのように、京や江戸の貴重な歴史・文化・史跡等が今も息づいている。

しかし、近年は中心市街地の空洞化が目立つようになり、また、少子高齢化の進展に伴って、住民活力が停滞しており、まちの活気や賑わいが失われつつある。

そこで酒田市では、こうした観光資源を活用し、市内に観光客を呼び込み、交流人口を増加させることによって、地域におけるヒト・モノの流れを活性化させ、活力の再生を目指す。特に、往時の繁栄に重要な役割を果たした新井田川に着目し、流域に観光拠点施設を整備することで、「川から街へ、街から川へ」といった回遊振興策を図っていききたい。

まず、酒田を代表する米倉で、NHK朝の連続ドラマ「おしん」で有名になった山居倉庫のうち二棟を改築し、観光物産館「酒田夢の倶楽」を整備した。ここには、観光インフォメーションセンターを置き、観光案内機能の充実を図っている。また、新井田川が日本海に注ぐ酒田港には、新鮮な海産物を満喫できる「さかた海鮮市場」を整備した。これらの施設と、川辺の館、寺社等既存の観光資源を組み合わせることにより、市内観光の面的展開を図っている。また、数年前からは新井田川に屋形船の運航がはじまったこともあり、観光客数は増加傾向にあ

る。酒田市の中心市街地における昨年度観光客入り込み延べ人数は約238万人で、前年度比39%の増加となっている。

これら観光拠点施設は、いずれも新井田川流域にあり、特に山居倉庫については、石畳の船着場や山居橋など新井田川と一体となり、その景観を形成しているだけに、新井田川の水質改善は酒田市の観光振興施策にとって不可欠な存在である。

新井田川は、かつてはめだかやイトヨなどが生息する水質の良い川で、多くの釣り人や子供たちの親水空間として親しまれていた川である。しかし、時代の経過とともに、未処理の生活雑排水が流入することで、水質の低下、親水空間の減少が起り、現在ではイトヨなどもほとんど見ることができない。生活環境の改善を目的に公共下水道事業をはじめとする生活排水対策を昭和45年から行っているが、平成17年11月1日の市町合併後の全体普及率でも68.5%にとどまり、まだまだ低い状況にある。また、新井田川の生物化学的酸素要求量（BOD）年平均値は、最上川と比較して2倍以上高い数値で、市民アンケートでも「近くの川、海、沼などの水質」について「良い」と答えたのは市民22.5%、中学生13.6%、小学生9.3%といずれも低く、年齢が下がるほど低くなっている。

そこで、今回、汚水処理施設整備交付金を活用し、汚水処理施設整備を一層促進することで、新井田川の水質改善を目指す。

また、山居倉庫周辺景観の整備等観光資源の整備や、まつり・イベントの充実、特産品の開発を進め、観光地としての魅力向上を図り、誘客力の向上に努める。

これらの方策によって「酒田の自然・まちなみ・こころの再生」を目指す。

目 標 酒田市全域の汚水処理施設の整備の促進
(汚水処理人口普及率を68.5%から83.0%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

酒田市の有する貴重な歴史・文化・史跡等の観光資源を活かして、交流人口の増加による、地域活性化を目指す。

重要な観光拠点である山居倉庫周辺の景観整備を進めるため、地域住民を中心とした協議会を立ち上げるほか、助成制度を設け、良好な景観づくりに対して支援を行うほか、山居倉庫と一体となってその景観を形成している新井田川の水質浄化を目的として、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を地域の状況に応じて効率的に整備する。併せて、住民ボランティアによる環境美化活動を行い、環境保全に取り組む。

また、さかた海鮮市場の運営や、観光おみやげ品開発を行い観光拠点の整備・物産の充実を図る。さらには、約400年の歴史がある酒田まつりの山車・山鉾の作製主体に対し助成措置を設けて、伝統の維持及びまつりの充実を図る。

こうした取組みを複合的に行い、酒田市の自然・まちなみ・文化を再生することで、観光地としての魅力が向上し、交流人口の増加に繋がる。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

【事業主体】

- ・酒田市

【施設の種類】

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市設置型、個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 酒田市全域のうち上安町地区、下安町地区、ゆたか町地区、泉町地区、西野町地区、酒井新田地区、豊里地区
- ・農業集落排水施設 中平田南地区、東平田地区、庭田吉田地区
- ・浄化槽 酒田市全域（集合処理区を除く）
 - ※市設置型：集合処理区を除く酒田市全域
 - ※個人設置型：酒田市の集合処理区と市設置型浄化槽を除いた区域。

【事業期間】

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（市設置型） 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～18年度

【事業費】

- ・公共下水道 事業費 1,024,000千円
(うち、交付金 512,000千円)
単独事業費 832,000千円

・農業集落排水施設	事業費	2, 243, 210千円
	(うち、交付金	1, 121, 605千円)
	単独事業費	190, 800千円
・浄化槽（市設置型）	事業費	353, 169千円
	(うち、交付金	115, 487千円)
・浄化槽（個人設置型）	事業費	8, 583千円
	(うち、交付金	5, 097千円)
合 計	事業費	3, 628, 962千円
	(うち、交付金	1, 754, 189千円)
	単独事業費	1, 022, 800千円

【整備量】

・公共下水道	$\phi 150 \sim 300 \text{mm}$	L = 7, 454 m
	単独事業	$\phi 150 \sim 200 \text{mm}$
		L = 7, 929 m
・農業集落排水施設	$\phi 150 \sim 200 \text{mm}$	L = 13, 870 m
	単独事業	$\phi 150 \text{mm}$
		L = 2, 600 m
	処理場	3箇所
・浄化槽		345基

各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 上安町・下安町・ゆたか町・泉町・西野町・酒井新田・
豊里地区で2, 719人

農業集落排水施設 中平田南地区で800人・東平田地区で1, 480人
庭田吉田地区で1, 130人

浄化槽 酒田市全域で1, 424人
(市設置型1, 314人、個人設置型110人)

【公共下水道認可手続きの経緯】

酒田市は、昭和45年度から単独公共下水道事業に着手し、昭和54年10月に供用を開始しております。平成11年には新たに最上川下流流域関連公共下水道に着手し、平成13年3月に供用を開始している。

以来、公共下水道事業区域の拡大を図るため、平成16年度までに単独公共下水道事業においては7回の事業認可（A=1, 362.15ha）を行い、また、流域関連公共下水道はこれまで3回（A=573.6ha）の事業認可を行い、公共下水道事業認可は、合計で10回を行い、面積1, 935.75haについて、現在、整備を進めている。

5-3 その他の事業

- ・ さかたらしい景観づくり事業
重要な観光拠点である山居倉庫周辺の景観整備を進めるため、地域住民を中心とした景観づくり協議会を立ち上げ、景観整備の策定、景観法による地区指定などについて話し合いを進めるとともに、助成制度を設け、地域の良好な景観づくりに対する支援を行う。
- ・ さかた海鮮市場運営事業
中心市街地の活性化、港を中心とした親水空間の魅力の向上及び観光振興のために設置した「さかた海鮮市場」の管理運営を行い、快適な環境を提供するとともに、賑わいを創出し、地域の活性化に寄与する。
- ・ 酒田まつり山車製作補助事業
伝統の復活、市民参加促進、市民全体で祭りを盛り上げるという観点から、企業・団体・住民組織などが伝統に即した山車や山鉾を製作することに助成する。
- ・ 観光おみやげ品開発助成事業
新たにおみやげ品を開発するのに必要な経費に対し助成する。事業者の開発意欲を促し、酒田市を代表する観光みやげ品を確立する。
- ・ 川きれ事業
清掃美化ボランティア活動（H16年度実績67団体、延べ人数16,521人）酒田市の中心部を流れる新井田川河川敷を地域住民（自治会組織）により草刈やごみ拾いを行い、環境保全に取り組んでいる。
- ・ 他の補助事業や、市単独事業により、公共下水道（処理区域内人口約8,100人の増加）・農業集落排水施設（処理区域内人口約1,700人の増加）の整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図る。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成に係る評価に関する事項

毎年度末に汚水処理人口普及率の調査を行う。また、目標達成の評価については施設整備状況のデータをもとに市関係部局による評価検討会議を開催し、評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し